

資金調達の「成功の本質」

資本性劣後ローンと405事業&経営改善サポート保証

特集 1

第 1 章

取捨選択の時代を乗り切る資金調達 “総論” 嵐の前に事業者と支援者が採るべき備え

井上 真伯

一般社団法人神奈川中小企業診断士会 正会員
Conseil Mobilier 代表／認定事業再生士（CTP）／中小企業診断士



2024年3月19日、日本銀行がマイナス金利政策を終了した。「金利のある時代」となって1年以上がたつ中で、中小企業・小規模事業者（以下、事業者）の資金調達環境も変化が始まった。ポストコロナなどの時流に乗り、業容や業績の回復が著しい事業者と、他責だけでなく自責の要因も影響して苦境が続く事業者と、優勝劣敗が残酷なほど分かれている。さらに、米国のトランプ政権による社会経済情勢の不確実性も手伝い、事業者の資金調達環境は一段と厳しくなっている。

こうした中で、事業者とその支援者たる中小企業診断士はどう考え、どう動くべきか。本特集では、最新の中小企業金融施策の動向に加え、2件の事例から、事業者の資金調達を支援し、成功に導いた診断士と、資金支援を行った金融機関等担当者の双方の視点から、資金調達とその支援のありべき姿、すなわち間接金融による資金調達の「成功の本質」を示したい。

1 中小企業金融施策の動向

(1) 金利のある世界への備え

金融庁は、2024事務年度（2024年7月～2025

年6月）の金融行政方針において、コロナ禍明けから顕著となった、いわゆる「コンプラ破綻」の増加を受け、27年ぶりに必要に応じて金融機関が持つ個別債権、すなわち「個別の事業者向け融資の資産査定」を辞さない方針を示し、金融機関に対して然るべき対処を求めるに至った^{*1}。

このことは、事業者ごとに内在する貸倒リスクに対し、適切に引当金を積み立てられているのか、つまり、当該事業者から引当額を賄うに足る収益（主には事業者が支払う借入利息）が取れているのか、金融機関が問われることを暗喩している。もちろん、融資の原資である預金の多く（決済性預金など、預金保険機構の全額保護対象の預金商品は引き続きゼロ金利）には金利が付いており、多くの預金金利は市場金利連動型ゆえ、市場金利の上昇により融資の金利も上がる……と考えられがちである。

しかし、上述の監督官庁の考え方を勘案すれば、本当に市場金利が上がったため“だけ”が理由の融資金利引き上げなのか、市場金利変動以外の要因、すなわち賄い切れていない貸倒リスクを補完するための引き上げなのか。事業者や支援者はそれをキチンと見極めて、金融機関や信用保証協会

が自社をどう見ているのか、認識しておく必要がある。最低でも、9段階にランクづけされる信用保証協会の保証料率につき、自社はどのランクが容易にわかるため、確認しておきたい^{*2}。

(2) 「コロナ融資」メーン先への対応

2025年4月、2020年から続いていた「コロナ」という文言が入った資金繰り支援策が消滅した。実質的にほぼ同一で継続している融資制度も存在するが、適用要件が新型コロナウイルス感染症対策に限定されなくなり、物価高や省力化投資などの経営課題にも対応する資金調達施策に衣替えしている。

一方、コロナ禍において増加した信用保証協会（以下、信保協）付融資は、コロナ借換保証による債務更改（2025年2月末時点では30.1万件／7.1兆円）もあって、残高は高止まりしている。この結果、日本政策金融公庫（以下、日本公庫）や商工組合中央金庫（以下、商工中金）のコロナ特別貸付と併せ、「政府系金融機関コロナ融資」や「信保協のコロナ等の別枠融資」が最大シェアを占める、すなわちメーンバンクとなっている事業者が少なくない。

こうした事業者に対して、金融機関はリソース

特集 1 資金調達の「成功の本質」

資本性劣後ローンと405事業&経営改善サポート保証

制約も手伝い、モニタリングが省かれがちな傾向（それは信保協においても同様）があり、事業者が金融庁の監督指針でいう「有事」に至ったことが把握できない事案が増えた。その結果、有事に至った事業者へ信保協から代位弁済が履行され、金融機関との正常な取引関係が終結したり、経営破綻に至る事案が増えたりしている。

かかる事態を受け、中小企業庁は2024年12月に「円滑な事業再生等に向けたモニタリングの高度化に関する研究会」を立ち上げ、2025年3月27日に成果物となる報告書など一式が公開された^{*3}。

この成果物でまず注目すべきは、「予兆管理における着眼点」と「モニタリング段階に応じた役割分担」の2点であろう。

① 予兆管理における着眼点

この“着眼”点は、より早く信保協を利用している事業者（以下、保証付融資先）の経営悪化の予兆を把握し、保証付融資先の状況を精査のうえで必要な支援を講じるため、信保協・地域金融機関・支援者（関与税理士や中小企業診断士を想定）などモニタリングを行う主体ごとに、定期的に保証付融資先の予兆管理に際してベースとなる考え方をまとめたものである（図表）。

図表 予兆管理における着眼点（例）

